

岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院の移譲先法人の公募について

行財政構造改革大綱2008において譲渡の方針が示されている岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院（以下「移譲施設」という。）について、移譲先法人の選定に当たり、選考過程の透明性・公平性を確保するとともに、より質の高い福祉サービスを安定的・継続的に提供できる法人を選定するため、次により選定委員会を設置し、公募を実施する。

1 移譲予定年月日

平成23年4月1日

2 応募資格

- (1) 岡山県内に事務所・事業所を有すること。
- (2) 第一種社会福祉事業を実施することができる社会福祉法人等であること。
- (3) 欠格事由については、指定管理者の応募資格を準用する。

3 公募条件

- (1) 財産関係
 - 土地：無償貸与（10年更新）
 - 建物・備品：無償譲渡
- (2) 施設・設備の改修等
移譲日以後に行う施設改修等は、移譲先法人の負担とする。
- (3) 入所児童の処遇への配慮
現在移譲施設で勤務する職員のうち、移譲後も引き続き勤務を希望する者の雇用に努めること。
移譲後に移譲施設で勤務する職員を移譲前に移譲施設に派遣して勤務させること。

4 選定委員会の設置

- (1) 委員の構成（計6名）
 - 学識経験者：2名
 - 社会福祉関係者：2名
 - 財務の専門家：1名
 - 行政関係者：1名※委員名は移譲先候補選定までは非公表とし、選定後に公表する。
- (2) 選定委員会の業務
 - ①移譲先の選定基準、選定方法に係る事項
 - ②移譲先候補の選定に係る事項

5 選定基準の基本的な考え方

- (1) 入所児童に対する福祉サービスの水準
- (2) 施設の適切な管理運営（組織体制、危機管理・事故対応等）
- (3) 健全な財政運営

6 スケジュール

【平成22年】

7月22日

第1回選定委員会（選定基準等協議）

7月末～9月末

公募（60日間程度）

10月下旬

第2回選定委員会（移譲先候補選定）

【平成23年】

4月

移譲先法人による運営開始

岡山県立玉島学園の概要

施設種別	児童養護施設	
施設概要	保護者のない児童、虐待されている児童等を入所させて、生活上の指導等を行い、家庭復帰や自立のための援助を行う施設	
設置規程	児童福祉法第41条	
所在地	倉敷市玉島長尾3729	
運営主体	社会福祉法人 恵聖会	
開設年月	昭和32年4月	
沿革	昭和32年4月	岡山市平井に「県立操南学園」として設立
	昭和37年8月	現在地に移転「県立玉島学園」と改称
	昭和58年4月	社会福祉法人恵聖会に運営委託
	昭和58年8月	施設全面改築
	平成18年4月	公募により恵聖会を指定管理者に指定
	平成21年4月	平成22年度末まで恵聖会を指定管理者に指定
定員	50名	
現員	45名	

岡山県立津島児童学院の概要

施設種別	情緒障害児短期治療施設	
施設概要	発達障害や虐待されている児童等で、医療的なケアが必要な者を入所させ、健全な社会生活を営むことができるよう、医療・心理・生活・教育の面から支援を行う施設	
設置規程	児童福祉法第43条の5	
所在地	岡山市北区いずみ町3-12	
運営主体	社会福祉法人 旭川荘	
開設年月	昭和37年4月	
沿革	昭和37年4月	現在地に設立
	昭和58年6月	施設全面改築
	平成14年4月	社会福祉法人旭川荘に運営委託
	平成18年4月	公募により旭川荘を指定管理者に指定
	平成21年4月	平成22年度末まで旭川荘を指定管理者に指定
定員	50名（暫定定員29名）	
現員	14名	